

宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宿泊税条例（令和6年宮城県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊料金)

第2条 条例第3条に規定する宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして知事が認めるものに相当する額

(課税免除の対象となる教育活動)

第3条 条例第4条第1号に規定する規則で定める教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 修学旅行その他の法令の規定により学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。次号において同じ。）が編成した教育課程に基づく教育活動
- (2) 当該学校の教育活動を行う団体（当該学校の校長（園長を含む。以下この号において同じ。）が当該校長の定めるところによりその設立を承認したもので当該学校の職員が顧問として置かれているものに限る。）が、各年度ごとに作成する教育活動に関する計画（当該校長が当該校長の定めるところによりあらかじめ承認したものに限る。）に基づき実施する課外活動

(特別徴収義務者の指定の通知)

第4条 県税事務所長は、条例第9条第2項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(証票を亡失した場合の措置)

第5条 条例第10条第5項の規定により証票の交付を受けた者がその証票を亡失したときは、直ちに、宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書を県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により証票の再交付を受けた場合は、その亡失した証票は、無効とする。

(申告期限の特例の要件等)

第6条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第11条第2項の適用を受けようとする年度（4月1日から翌年3月31日までをいい、次項において「適用年度」という。）の初日の属する年（以下この条において「適用年」という。）の前々年12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を12で除して得た額が30万円以下であること

- (2) 当該宿泊施設の経営を開始してから1年を経過し、かつ、特別徴収義務者（登録義務免除対象宿泊施設における特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）となってから3月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。）を経過していること
 - (3) 条例第11条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から1年を経過していること
 - (4) 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること
 - (5) 適用年の前年の1月1日以後において、県税に係る徴収金を滞納していないこと
 - (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること
- 2 前項の規定にかかわらず、適用年の前々年12月1日後に特別徴収義務者となった者が条例第11条第2項の承認を受けようとする場合に満たすべき同項の規則で定める要件は、前項第2号から第6号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。
- (1) 適用年度の前年度に条例第11条第2項の適用を受けた者 特別徴収義務者となった日の属する月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。以下この号において同じ。）から適用年の前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を特別徴収義務者となった日の属する月から適用年の11月までの間の月数で除して得た額が30万円以下であること
 - (2) 前号以外の者 次項の申請書を提出した日の属する月の前3月間の宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額を3で除して得た額が30万円以下であること
- 3 条例第11条第2項の承認を受けようとする者は、宿泊税に係る特例承認申請書を県税事務所に提出するものとする。
- 4 県税事務所長は、条例第11条第2項の承認をしたとき若しくは当該承認をしないことを決定したとき又は当該承認を取り消したときは、宿泊税に係る特例承認等通知書により通知するものとする。
- （関係帳簿等の電磁的記録等による保存等）
- 第7条 条例第13条第3項から第6項までのいずれかの規定により、関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をもって当該関係帳簿若しくは関係書類又はこれらに係る電磁的記録の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）の規定の例により、関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの備付け及び保存をしなければならない。
- 2 条例第13条第5項に規定する規則で定める場合は、電子帳簿保存法施行規則第3条第3項に規定する場合に相当する場合とする。
 - 3 条例第13条第6項に規定する規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成された書類とする。

4 条例第 13 条第 6 項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

5 条例第 13 条第 6 項に規定する規則で定める要件は、同項後段の関係書類に係る電磁的記録について、当該関係書類の保存場所に、条例第 13 条第 2 項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間、保存が行われることとする。

(更正又は決定の通知)

第 8 条 県税事務所長は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 733 条の 16、第 733 条の 18 又は第 733 条の 19 の規定により宿泊税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

(賦課徴収)

第 9 条 宿泊税の賦課徴収については、第 2 条から前条までに定めるものを除くほか、宮城県県税条例施行規則（昭和 29 年宮城県規則第 76 号）第 3 条、第 6 条の 2、第 8 条から第 8 条の 3 まで、第 9 条の 2 から第 12 条まで、第 12 条の 6 から第 15 条まで、第 16 条第 1 項及び第 17 条から第 20 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる宮城県県税条例施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに第 3 項第 2 号並びに第 17 条第 4 号	県税	宿泊税
第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 11 条並びに第 16 条第 1 項	条例	宿泊税条例第 15 条第 1 項の規定により準用する条例
第 6 条の 2 第 2 項及び第 20 条の 3 第 1 項	県税の	宿泊税の
第 10 条	条例	宿泊税条例
第 17 条	条例第 16 条第 3 項(条例第 16 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)	宿泊税条例第 15 条第 1 項の規定により準用する条例第 16 条第 3 項

(文書の様式)

第 10 条 条例及びこの規則の規定による通知書その他の書類の様式は、次の表の当該各項に対応する様式第 1 号から様式第 13 号までによるものとする。

様式	書類等の名称	根拠条文
様式第 1 号	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第 4 条
様式第 2 号	宿泊税特別徴収義務者登録申請書	条例第 10 条第 1 項及び第 2 項
様式第 3 号	宿泊税特別徴収義務者登録通知書	条例第 10 条第 4 項

様式第 4 号	宿泊税特別徴収義務者証票	条例第 10 条第 5 項
様式第 5 号	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	条例第 10 条第 8 項
様式第 6 号	宿泊税経営休止・再開・廃止届出書	条例第 10 条第 9 項、第 10 項及び第 11 項
様式第 7 号	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	第 5 条第 1 項
様式第 8 号	宿泊税納入申告書	条例第 11 条第 1 項
様式第 9 号	宿泊税に係る特例承認申請書	第 6 条第 3 項
様式第 10 号	宿泊税に係る特例承認等通知書	第 6 条第 4 項
様式第 11 号	宿泊税還付（納入義務免除）申請書	条例第 12 条第 2 項
様式第 12 号	宿泊税の還付（納入義務免除）申請に係る通知書	条例第 12 条第 4 項
様式第 13 号	宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書	第 8 条

2 知事は、宿泊税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 10 条（同条の表様式第 8 号の項から様式第 13 号の項までを除く。）の規定は、公布の日から施行する。